

2. アカデミック・プラン

2.1 アカデミック・プランとキャンパス・プラン

筑波大学は、筑波研究学園都市としい新都市に、新たに設置された国立総合大学であり、その敷地はすでに新都市のマスター・プランにおいて、その位置、形態、面積がほぼ決定されていたものである。しかし、その敷地の利用方法なり、そこに建てられる建築の配置なりを計画するには、その敷地をめぐって展開されるであろう様々な生活や活動についてのイメージを描くことがまず必要となる。

通常、大学の敷地はキャンパスと呼ばれ、その空間的物理的な環境計画をキャンパス・プランと呼んでいる。大学のキャンパス・プランニングを行うにあたって、その基本的な条件となるのは、ひとうはそれが大学という特定の組織を有する活動体のための計画であるという点であり、他のひとつはそれがキャンパスというかなり大規模な一定の空間領域に関するプランニングであるという点である。

大学の環境計画を行うにあたっては、何よりもまずその大学に関する知識と情報を必要とすることは言うまでもない。それは住宅地計画が対象とする居住者やその生活水準、居住様式などについての知識を必要とし、工業団地の計画にはその業種や原材料、経営方針などの情報が不可欠であることとある意味では同じである。しかし一方、大学は都市である、とも言われるように、大学の機能は工業や居住に比較して遙かに複雑、多岐にわたるものがある。それはキャンパス内に病院、図書館、ホール、学生住居、附属学校、附置研究所、レストランなどの都市的な多様な空間や設備を有することもさることながら、何よりも大学という場所が学生にとって、単にある特定機能を目的とする空間ではなく、人生の限られた期間ではあるにせよ、その時期の人間としての全生活を繰りひろげる空間であることに起因するものであろう。

したがって、キャンパス・プランは都市計画におけると同様な多面的な検討を必要とするが、その中心となるのは、その大学がどんな性格の大学であり、誰を対象とし何を教え、どんな活動を行おうとしているのか、といった諸点であり、これらは後述するように、アカデミック・プランと呼ばれる大学運営の基本計画として示されねばならないのである。

ところで、アカデミック・プランという表現が意味する内容には、必ずしも一定したものがあるわけではない。多くの大学が公表しているものの中には、ごく原則的なものに限定している例もあれば、具体的な数値を示した詳細なものもあり、多種多様である。むしろ、そのアカデミック・プランに何を、どう掲げるかということだけでも大学当局にもってはその進路を内外に明示することなのであり、そのプランの多様さがまた大学の特色、個性の多様さを示すものと解されるのである。

この言葉に適切に対応する日本語は残念ながら見当たらないのであるが、これはわが国の諸大学が、この概念に相当するプランを明確なかたちで持っていないことを示している。その原因はわが国の特に国立大学が背負わされた社会的制約と、大学自治の歴史の浅さに由来するものであろうが、大学が大きな曲り角に直面している現代ほど、大学の建学の理念、社会的使命に対する基本的姿勢、教育・研究のシステムと運営に対する基本方針を含み、大学の将来の変化に対する見通しと対策とを提示するアカデミック・プランが必要と

される時もあるまい。

キャンパス・プランや建築計画といった、いわゆるフィジカル・プランは、アカデミック・プランを空間環境や建築に具現化していく作業であり、言い換えれば、アカデミック・プランはフィジカル・プランを作成するための最大の前提条件のひとつであると同時にその最終目標であるのである。したがって、アカデミック・プランの存在しないところに、またはあっても何ら特色も個性も見出せないところに、立派なフィジカル・プランがあり得る筈はないのである。

しかし、キャンパス・プランは単にアカデミック・プランのみから引き出されるだけのものではない。空間を創出するには、対象がキャンパスであると否とを問わず、フィジカル・プラン独自の論理や技術体系、思想や美的感覚などが要求されたのは当然である。また対象とするキャンパス敷地そのものの持つ様々なポテンシャルも、そのプランニング上の大きな条件となるであろう。こうして、アカデミック・プランの内容、プランナーの空間に対する理念および敷地が有する条件、の3つがキャンパス・プランを大きく規定する基盤的条件と見做されるのである。

キャンパス・プランはその対象とする空間領域の大きさと取扱う項目の内容とから判断して、いわゆる都市計画と建築設計との中間に位置する、地区計画または地区設計の一種と考えることができる。このことは、キャンパス・プランがその立地する地域の都市計画から多くの計画条件を与えられると同時に、キャンパス内に建つ建築に対して大きな設計条件を準備する役割を持つことを意味している。地区設計は、長期にわたる大規模な空間環境形成のプロジェクトにおいては必須の計画・設計行為であるにもかかわらず、その計画手法、計画範囲、計画の果すべき役割りなどが従来必ずしも明確化されていない。このプロセスを整理し、地区設計の体系化を試みることもまた本書の目的のひとつである。

Fig. 2.1.1は、このプロジェクトにおいて我々が行った上記各アイテム間の相互関係を、アカデミック・プランとキャンパス・プランの関係を中心に簡略化して整理したフロー・チャートである。

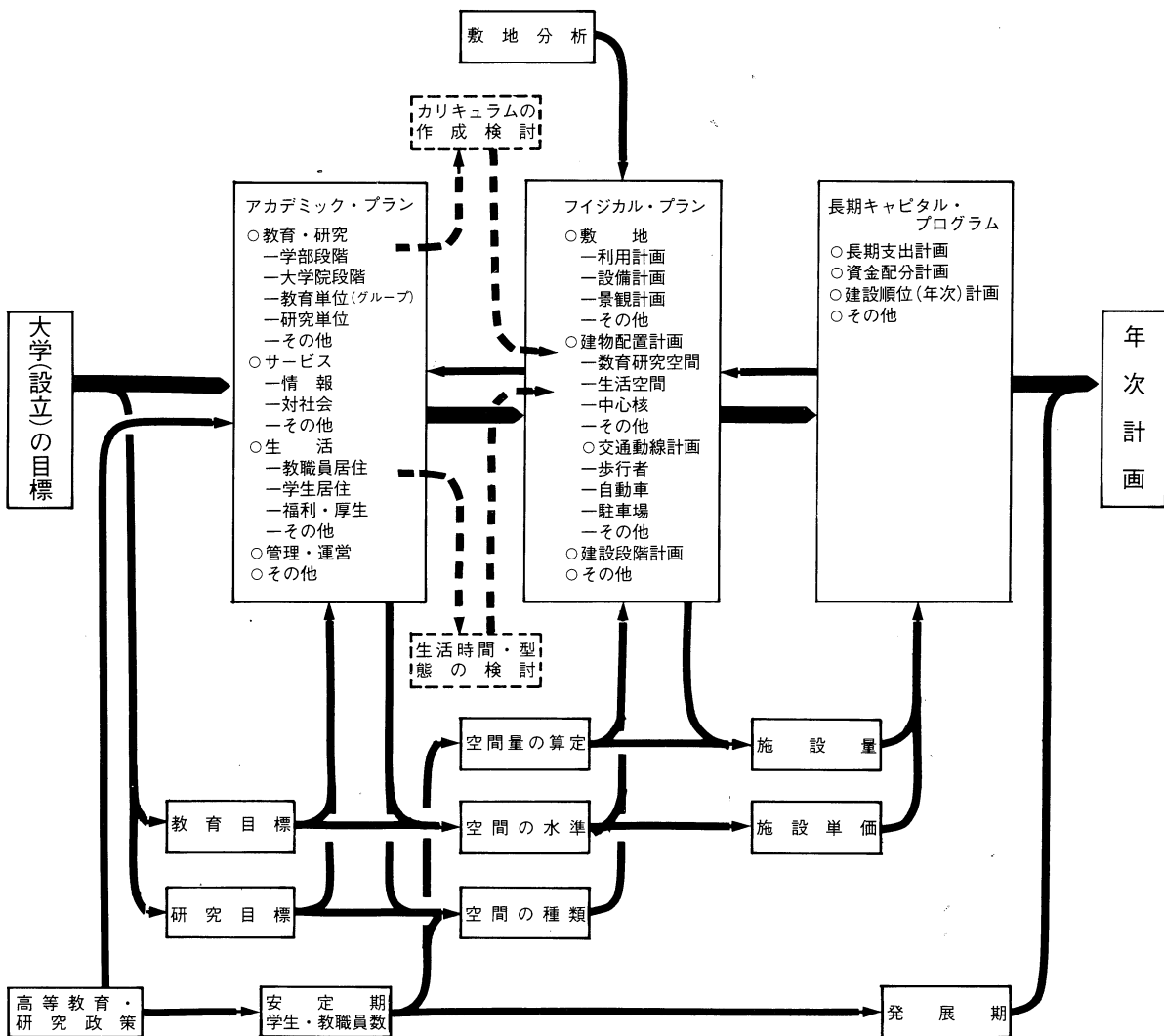


Fig. 2.1.1 大学キャンパス計画の流れ

2.2 筑波大学のアカデミック・プラン

大学のアカデミック・プランは、本来当の大学がその全能力をあげて自らの手で作成すべきものであり、外部から云々する性質のものではないことは言うまでもない。しかし、筑波大学の設立にあたっては、次に述べるふたつの大きな条件が重なって、非常に複雑な作成プロセスをとることになった。そのひとつはこの大学が、昭和30年代後半から40年代前半にかけての、在来の大学のあり方に対する社会の各方面からの厳しい批判に対する、国のひとつの提案として位置づけられた、という点である。この角度からみれば、筑波大学は国家的要請にもとづき、国が自ら設立するという、字義通りの国立大学であり、その論理的帰結として、アカデミック・プランも国としての文部省が作成に関与することになったのである。

しかし、このような大型の大学を無からつくり上げることは、いかに国の力と云えども出来る筈がなく、実際には、当時統合移転の計画を有し、早くから筑波立地の希望を表明していた東京教育大学を大中改組、拡充してこの目的にあてることになった。当然のことながら東京教育大学は早くからマスター・プラン委員会を置いて、その将来計画の検討を行ってきており、独自のアカデミック・プランを作成しつつあったのである。

こうして現実にはふたつのアカデミック・プランが並行して作成されるのとなった。文部省は「筑波新大学創設準備会」を設けてここでプランの具体案を検討し、この準備会には教育大学のマスター・プラン委員会のメンバーを大量に入れて両者の調整をとる方法をとったが、それでも両者の主張にはかなり隔りがあり、結果としてまとめられたプランの中には両者の妥協の結果を多く含み、必ずしも論旨明快というものではなくなっている。ただし、こうした社会的要請を受けて作成されたプランであるだけに、既設の国立大学に比較して、かなりユニークで画期的な内容を含むことになったのも事実である。

このアカデミック・プランは、大学である以上当然の前提として、他の大学と共通した基盤条件として、真理の探求、知識の生産・伝達、学問の自由、大学の自治、といった内容を保持している一方、新しい構想として、社会との密接な連携、新しい教育内容の実験的試行、徹底した集中管理体制の採用、などの内容を含んでいる。このプランはかなり詳細な内容を含むものであるが、細部は後章にまわして、その基本的事項の概要を述べる。

1. 設立の趣旨

筑波大学は、東京教育大学の筑波地区への移転を契機として、そのよき伝統と個性を継承しながらも、従来の大学が内包していた種々の間類点に対する反省を基礎とし、これまでの制度や慣行にとらわれず、社会との連帯を重視し、開かれた大学として、研究教育体制の革新を目指す、国際 A 級の総合大学として設立するものであり、わが国の学術研究と高等教育全体の革新に大きな影響を及ぼすことを目標とする。

2. 大学運営の基本的姿勢

筑波大学の運営に関する基本的な姿勢は、以下の各項に集約できる。

- (1) 大学に対する社会的要請と、大学の果しうる社会的機能とを明確に認識し、社会と大学の間で共通の関心と共通の意識とを生み出すことが必要である。そのためには、大学は象牙の塔であってはならず、多元的なチャンネルによって社会の全体システムと結びつき得るよう、いろいろな意味で開かれた組織として機能しなければならない。また、大学が社会の頭脳センターとして真にその多重的な機能を発揮するとともに、社会のいろいろな部分に展開しつつある研究開発ないしコミュニケーション・メディアと絶えず提携または競合することを可能にするためには、柔軟で積極的な仕組みをつくり出すことが必要である。
- (2) 現今の著しい新学問分野の開発と、さまざまな研究領域の再編と統合という事態を正確に把握し、こうした学術研究のフロンティアの変化の中で大学が果すべき研究活動を着実に促進するような研究体制を準備することが必要である。こうした課題に応えるために、大学は、個別科学はもとより総合科学や境界領域科学の開発および研究の場の創造に努力する。また、その研究成果を踏えて、新しい基幹科学を主軸とした体系的な教育課程の開発、教育内容の刷新をはかる。
- (3) これからの社会において要請される人材は、単に知識、技術を修得しているだけでなく、つねに創造的な知識を志向する知的能力を有する人材であることを踏えて、専門的知識を軸に持ちながらも巾広い視野と豊かな教養をそなえ、問題解決型の能力を重視した人間の育成をはかることを教育の目標とする。また価値の多様化という時代のすう勢を背景に、学生の知的要求も多様化してきていることから、カリキュラムの編成にあたっては、従来のような画一性を排して、多様性と柔軟性を備えたものとする必要がある。
- (4) 従来大学においては、研究教育のための組織がそのまま管理運営の責任を担っており、これがその非効率、責任体制の不明確さの原因をなしていたことから、その積局的な改善をはかり、新しい研究教育を支えるのに最も適した明確な管理体制を持つものとする。そのため、研究教育と管理運営の機能的な分離、各管理運営機関の役割分担と責任の明確化、学長を中心とした執行部の管理機能の強化、などの処置を講ずるとともに、効率的な事務処理体制の確立をはかる。
- (5) 以上の各項に述べた大学の中心的活動をスムーズに推進するために、わが国の大学における伝統的、基本的な構成組織である、学部・学科・講座制を廃止し、これに代えて、それぞれ独自の新しい研究体制、教育体制、管理運営体制の確立をはかることとする。
- (6) 大学が立地する筑波研究学園都市には数多くの研究教育機関が東京より移転され、わが国随一のイデオポリスを形成することが予定されているが、大学はこの新しいタイプのコミュニティの中核として、その発展に主導的役割を果たすことを期する。また開かれた大学のひとつの使命として、地域社会に溶け込み、

多くのサービスを提供できるよう努力する。

- (7) わが国の国際社会における位置の変化を十分考慮するとともに、トップレベルの学問水準を達成するには国際的な学术交流が不可欠ことを認識し、研究教育のあらゆる分野において、欧米先進国のみならず、開発途上国との間にも国際協力を意欲的に推進し、研究者や学生が広い国際的視野を養うよう努力する。
- (8) 上述した多様な大学の研究教育活動の舞台となるキャンパスの施設環境については、高度な活動を保証する水準の高い建築や設備を準備するとともに、教職員、学生およびその家族が、豊かで健康な生活を営みうる魅力ある環境をつくり出さなくてはならない。そのために、敷地のもつ自然条件を十分考慮し、長期的な展望に立った総合的な施設環境計画を作成し、その実現に努力する。

3. 新育体制の概要

- (1) 組織構成の方針 学術のフロンティアを対象とする研究活動のための分野構成と組織原理と、体系化された知識、技術の伝達を目的とする教育のためのそれとは必ずしも一致するものではないため、研究のための組織と教育のための組織とを分離する。教育のための組織としては、アンダー・グラデュエイト（以下 U.G. と略す）段階のためのものと、ポスト・グラデュエイト（以下 P.G. と略す）段階のためのものを別々に設けることとし、P.G. の教育および研究指導を重視し、これを強力に推進するための体制を考慮する。

- (2) 学部段階 学部段階の学生の教育を行う組織として、学群、学類および専門学群を置く。学群は従来の学部と比較してかなり広い領域を包含したものであり、具体的にはいくつかの学問分野を総合した形で構成する。U.G. 学生は必ず、いずれかの学群に所属し、原則として学群の内部において教育を受ける。したがって学群は特色ある独自の教育方針を定め、学類と協力してカリキュラムを編成し、その実施に必要な教職員および施設設備の管理を行う。学群には、比較的隣接した学問分野からなる数個の学類を、教育上および入学定員の基礎単位として置く。特別な能力ないし職業上の資格が要求される分野に対して、その目的に合致した特色のあるカリキュラムおよび修練を行う教育上の組織として専門学群を設置する。その他の機能、役割については学群に準じる。また、専門学群には学類を置かない。

具体的には、学群として第1、第2、第3の3つの学群を建設し、それぞれ第1学群には人文、社会、自然の3学類、第2学群には比較文化、人間、生物、農林の4学類、第3学群には社会工学、情報、基礎工学の3学類、合計10学類を計画する。また専門学群としては、体育、芸術および医学の3つの専門学群を設置する。学生数については入学定員で約1,600人程度を想定する。

- (3) 大学院組織 P.G. 段階の学生の教育研究のための組織として、大学院を置く。大学院には修業年限5年を標準とする博士課程（以下 D.C. と略す）と、全じて2年を標準とする修士課程（以下 M.C. と略す）

とを並列的に設置することとし、各課程には教育研究上の基礎的単位として研究科を置く。D.C.は、学術に関する高度の研究修練を行ない、将来性豊かな研究者を養成することを目的とし、その研究科は原則として学問の専門分野に対応して設ける。一方、M.C.は、社会の要請に適切に応える能力をもった、高度の専門的職業人を養成するとともに、合わせて社会人の再教育を行なうことを目的として設置され、その研究科は必ずしも専門分野に対応するものだけでなく、広領域や境界領域の学問に対応したものも積極的に設けることとする。大学院生数については、D.C.が入学定員約250人、M.C.が同じく約600人程度を想定する。

- (4) カリキュラムの編成方針 教育活動の中心をなすカリキュラムは、専門を軸に広い視野と豊かな教養をそなえた学生を育成することを基本的目的として編成するが、そのためには、授業科目の内容の充実、コース選択性の採用等の方法を講じ、学生の多様な要請に応える魅力のあるものにしなければならない。授業科目の種類は、従来の一般教育科目、専門教育科目、外国語および保健体育の区分を廃止し、共通科目、基礎科目、専攻科目および関連科目の4区分によって構成し、それらの間に単位取得に関する絶対的な枠は設けない。
- (5) クラス制 学群における学生集団の最小単位として、また教育および生活上の指導を行う単位として、20~40人程度の学生数から成るクラスを設け、クラスごとに担当教官を置く。クラスは低学年ではできるだけ将来多方面に進む学生が混在する形で構成し、高学年に移行するにつれて、専攻分野の近接した学生によるクラス編成を行なう。
- (6) 3学期制 学生の国際的な交流の便を考慮し、また夏季休暇の有効利用を可能にするよう、年間3学期制を採用する。
- (7) 推せん入学 入学生の選抜については、その大部分に対しては国立大学の一般的方法に準じるが、実験的な試みとして、その一部に学力検査を行わない、推せん入学を実施する。

4. 研究体制の概要

- (1) 学系 研究のための基幹的な組織として、学問の研究領域に応じて分類される多くの学系を設置し、教官はすべていずれかの学系に所属して、そこに備えられた研究用施設、設備を利用して研究に従事する。学系は、従来の学科のように講座またはこれに類するより小さい単位に細分することをやめ、教官定員や研究費の配分はすべて学系単位で行ない、研究活動の実情に応じた弾力的運営を行いうるような処置を講ずる。具体的には後述する26の学系を計画する。
- (2) 特別プロジェクト研究組織 学問上または社会的要請が強く、それぞれの学系だけでは遂行が困難な大型の研究、境界領域の研究または各分野の協力を必要とする学際的な総合研究を推進するための組織として、特別プロジェクト研究組織を設ける。これは長期的に固定した組織とせず、一定の期限（3

～5年)を定めて臨時的に組織され、期限後は改組、転換する研究者のチームである。このチームに参加する学外研究者の受入れのために、客員研究員の制度を設ける。具体的には、当面3つの特別プロジェクト研究組織を計画する。

- (3) 教官数 教官の人数については、学生・教官比率を全学として1：6程度と考え、学生総数約9,000名に対して、教官総数はほぼ1,500人程度と想定する。

5. 研究教育のためのサービス体制

- (1) 大型ないし特殊な施設・設備の共同利用、あるいは教職員、学生等に対する各種の研究教育上または生活上のサービスを提供するために、各種のセンター等の組織を置き、施設、設備のほか所要の技術系および事務系の職員を配置する。
- (2) センター等の組織は、図書館、附属病院の大型施設のほか、計算センター、分析センター、加速器センターなどの研究関係の8センター、外国語センター、体育センターなどの教育関係の6センターおよび大学会館、保健管理センターの共通サービス・センターから成る。

6. 管理運営体制の概要

- (1) 全学的な意志決定を的確迅速に実行しうよう、中枢的な管理機能を強化するために学長の補佐機関として複数の副学長を置くとともに、企画調査室を設ける。また、学外者による諮問機関として参与会、学長選考機関として評議会、テーマ別の学内諮問機関として各種審議会を置くとともに、全学的な人事委員会および財務委員会を設ける。
- (2) 事務機構は可能な限り集中化を行って事務処理の簡素化、能率化をはかるが、具体的には従来の学部事務局を廃止して、本部事務局およびその出先としてほぼ各学群に置かれる事務区から成る構成とする。事務職員の数は、教官・事務官比率を1：1.5程度と考えて、総数約2,300人を想定する。

7. 学生等の生活環境

- (1) 大学の立地的条件等を考慮して、キャンパス内に相当量の学生住居を建設するが、これらは自律的な個人生活を一般市民レベルで送れるような形態で運営するものとし、教育的配慮の対象とは考えない。
- (2) 学生が十分な課外活動を自主的に行いうるようその運営およびサービスの提供をはかる。
- (3) 学生および教職員の学内における日常生活に必要な、食堂、売店等のサービスの提供をはかる。
- (4) 広大なキャンパス内の移動交通をスムーズに行えるよう、必要な方策を講ずる。
- (5) 学生住居以外に、学内にゲスト・ハウス等の多様な宿泊施設を準備する。